

## 中野市農業振興地域整備計画管理委員会設置要綱

### (設置)

第1条 中野市における農業振興地域整備計画の策定及び変更について関係団体の代表者から意見を聴取するため、中野市農業振興地域整備計画管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長に意見を述べる。

- (1) 農業振興地域整備計画の策定に関する事項
- (2) 農業振興地域整備計画の変更に関する事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる団体から推薦のあった者で構成する。

- (1) 農業委員会
- (2) 農業協同組合
- (3) 土地改良区

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の座長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、中野市経済部農政課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成28年7月20日から施行する。